

令和3年大崎上島町議会（第1回）定例会会議録（第2号）

1 令和3年2月25日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

6番	森 若 巖	7番	浜 田 幸 造
----	-------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	竹 下 良 二
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 一般質問

第 2 議案第 1号 大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 3 議案第 2号 大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

第 4 議案第 3号 大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意

を求めることについて

- 第 5 議案第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第 5 号 大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 号 大崎上島町債権管理条例について
- 第 8 議案第 7 号 大崎上島町精神障害者医療費支給条例について
- 第 9 議案第 8 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 9 号 大崎上島町グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 33 号 令和 2 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 13 号）
- 第 12 議案第 34 号 大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 35 号 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 36 号 大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 10 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 11 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 12 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 13 号 公の施設の指定管理者の指定について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、お手元にお配りしたとおりの通告順に行います。

質問時間は 1 人 1 時間以内とし、関連質問は認めないことになっております。

それでは、水橋直行議員の発言を許します。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） おはようございます。

今日は、初回というかトップバッターで、たくさん傍聴者の方がおられて、緊張して聞き取りづらかったら申し訳ないです。はっきりしゃべるようにしますので、またよろしくをお願いします。

今回が町議会議員任期最後の定例議会となるため、僕個人もいろんな思いがあり、いろんな質問があるんですが、その中から大きく2つ。定住、永住に向けてしっかりとした基盤づくりと働く場所の確保、安心できる福祉について、これからの町のかじ取りはどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

私は、今期議会選挙において、「人にやさしく地域が豊かに」を理念として出馬し当選させていただきました。これを実現するためには、まずは人にも企業にも選んでいただけるまちづくり、町になることが大切で、町民が不安なく生活できること、そのためには仕事がしっかりあり、財政が安定すること、交通網の確保並びに安心して通行できる道路の確保だと思います。

また、現在町の高齢者率も日本推計の50年先と言われる高い水準となっており、町民の半数近くが高齢者。老後、安心できるまちづくりも大切です。昨年末あった島内施設の休止問題のように、福祉についても大きな問題で、大きな不安要素になっています。

そこで1つ目の質問についてですが、定住、永住に向けて全国統計では社会増の地域として、まず働く場所があること、また近隣、通勤圏内に働く場所があることが上げられます。我が町は離島のため、通勤圏内ではあるが島外に勤務するためには必ず船に乗らなくてはいけないというリスクがあります。幸いにも、働く場所で言えば造船所をはじめとする多数の地元企業や大手企業などがあり、離島とはいえ恵まれているともいえます。

また、1次産業をはじめとしたI、Uターンの方々もおり、社会増では全国トップクラスに入ったこともあります。さらには、叡智学園をはじめとする教育についても目立っており、海星高校では今年度受験に至って3倍で、広島県ナンバーワンの倍率で、よい環境にあるとも取れます。離島という点については、アピールするための大きな利点でもあると思いますが、反面、アピールするため、また選んでもらうためには大きなリスクもあると思います。

これから一番聞きたい部分なんですが、まず大崎上島循環道について、いまだに願がかなわず、岩白地区では大型バスが通り抜けられない、各棧橋への大型車アクセスは危険を伴う場所が存在しているが改善されない。また、僕がした以前の一般質問や、他の議員

が質問した内容の質問の回答で、垂水港から白水港までの古江地区の道路、一部幅が狭くなっておりませんが、ここは大変危険で早急な対応をと質問した際、建設課長は交通量が少なく難しい旨の回答でした。これは、私にはちょっと理解できない回答です。我が町の交通量としては、トップクラスで多い道路となっており、交通量が少ないとはどういうことか。これ、町と比べて少ないとかという回答ではないと思いますが、町として考えた回答とは思えない内容でした。この辺についてはどのように考えているのか、道路についてまた聞きたいと思います。

また、交通問題として、陸上交通はおと姫バスや無人カーでの運行実験など、対応をいろいろ考えているように見えます。また、個別に執行部の方とお話ししていると、ほかの方法もよりよい方法でさらに検討している内容で、そういう手段も考えているというのを具体的な形で話をさせてもらったこともあります。これをさらに形にできて、町民の皆さんが便利で利用しやすいものにできるよう検討していただきたいと思います。

海上交通に関しては、島民の多数の声もそうですし、企業誘致を考える場合も高額な運賃、運行時間の不満もあり、大きなデメリットになっています。以前の一般質問で、何度かフェリー運賃について質問しましたが、なかなか対応しにくい回答でした。その後、執行部の方と話す場所で、現在の車の乗船台数全てに500円の補助をすると2億円の財源が必要になる試算になるとお聞きしました。財源があつて初めて補助ができるものだとも思いますので、当然理解していますが、なかなか厳しいと思います。

けれども、例えば今国でもマイナンバーカードの普及を促進しており、町も同じく促進してると思います。公共施設にマイナンバーカード認識機器を設置し、システム構築、連携をし、島民の方は乗車運賃、例えば100円補助とか、現在行っているわくわくポイント付与など、様々な町民サービスと連携すれば、今推進しているカードの普及率も増えるし、個々のサービス、例えば今言わせていただいたフェリー運賃の補助であったりとか、今町が行っているポイント還元をしてみたりとか、さらにはどんどん普及して使って使えるものになっていけば、商工会のポイントカード、おと姫カードのサービス等々にも円滑にまた利用できるものと考えます。

以前、周防大島では住民カードを配付し、橋の利用料を島民に対して補助するサービスというのをやっておった時期があります。今現在は無料になっているので、やっていませんが。我が町でできないサービスだと思う提案だと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

あと、ネットワークについても選んでいただくための大切な基盤の一つで、今の時代、今後未来を考えても、高速で太い通信網が求められると思います。コロナ禍で、リモートでの教育や仕事も確立されてきており、都会でないといけないわけではないとの認識も浸透していております。

当町のネットワークは、開設当初は離島には画期的な高速通信網ではありましたが、目まぐるしいデジタル進化の中では、本土との格差は広がってきていると思います。残り2年程度で契約も終わりますが、現在の公民方式を継続するのか、民間のみでできるのか、または公のみで運営するのか、様々な選択肢が迫られていると思いますが、少し速度が速いからとかといって安易な飛びつき方をするのではなく、今後のネットワーク更新、構築については、時代や進化についていけるようなものを選択できたらと思います。

今後のまちづくりのため、今現在住んでいる方、私たち含めて当然皆さん町民の方、Iターン、Uターンの方、さらには企業の方に選んでもらい、町のこれからを考えた基盤づくりのため、道路、交通、通信回線、企業誘致についてどう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 水橋議員の質問の、定住、永住に向けたしっかりとした基盤づくりと働く場の確保についてお答えいたします。

まず、陸上交通、海上交通の充実及び道路整備として、大崎上島循環道整備について、安全に大型車両通行ができないとのことについては、車道2車線が確保できない道路については、毎年県に対し要望するとともに、実現の可能性について協議を行っているところですが、今後も引き続き、早期実現に向け努めてまいります。

次に、海上交通料金について、マイナンバーカードと連携した地域サービス等ができないかということにつきましては、現在国において税などの電子申請やマイナポイント事業等のサービス付与を実施し、マイナンバーカードの普及を推進しているところです。さらに海外では、ネットバンキングやパスポート、電子投票等にも活用されている事例もあります。国内においても、地域ポイントの付与で経済活動を促進させる等の取組も始まっており、自治体の創意工夫によりマイナンバーカードの普及も広がっている現状もあります。

本町においても、町民の皆様が求める海上交通等料金を含めた地域サービスへの活用が可能か、国及び関係機関とも連携しながら検討を行いたいと考えております。

次に、高速ネットワーク更新、構築につきましては、本町では採算性の問題により、民間事業者によるインターネットサービスの参入が見込めないことから、自治体が設備整備をし、その設備を利用して民間事業者によってサービスを提供する公設民営方式により、平成15年からFTTH事業を開始しております。

事業開始から18年程度が経過し、当時は最先端であった通信方式も現在では利用されなくなっており、機器やサービス品質の維持管理に苦慮しているところです。令和5年3月に、IRU契約満了を迎えるに当たって、現在主流となっている通信方式に対応するためには設備の再整備が必要であり、再整備に当たりましては、現在の公設民営方式か民設民営方式に移行するのか検討が必要となります。公設民営方式では自治体独自のサービス展開が可能です。維持管理費が大きくなり、民設民営方式では統一したサービスが受けられず、維持管理費等は発生しませんが、独自のサービス展開は難しくなります。

以上、どちらもメリット、デメリットがあり、整備後に展開していけるサービス内容についても違いがあることから、総務省や県、また有識者等の協力も得ながら検討を進め、新たな技術等にも柔軟に対応できる、住民にとって最適となるネットワークの構築を進めてまいります。

以上のことなどから、今後のまちづくりのため、道路、交通、通信回線、企業誘致、定住政策などを推進し、定住、永住に向けた基礎づくりと働く場の確保を図ってまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） おおむね前向きな回答をありがとうございます。

この中で、1個気になった部分ですが、これ建設課長に答えていただければありがたいんですけども、以前の質問の交通量が少なく難しいというのはどういう意味なのか。僕は個人的には、島の中では多い道路だと思うんですが、ここの意味を教えてくださいか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

県道の改良については、県は2車線化を望んでおります。もちろん、住民である我々も2車線化を望んでいて、道路改良の事業を進めているところです。

今ご指摘のあった質問の、交通量が少なく難しいというフレーズについては、その前提

の中で、望んでいるにもかかわらず、なぜ改良が進まないのかといった質問の中から出たフレーズで、この道路改良をするためには用地買収が必要で、個人の土地の権利を買い取るという作業が必要になります。通常は任意買収ということで、個人の方と用地買収の契約をするわけですがけれども、事業困難な箇所については事業認定と、私権もあるんですけども、公益性の重視ということで個人の権利を制限して事業を進めることができるという事業があるんですけども、この狭隘箇所については個人からの買収が困難ということで、俗に言う強制執行とよく言っているんですけども、そういう手法も必要ではないんかということで、県のほうがその手法を進めている中で、県と中国地方整備局との調整になりますけれども、県が資料をつくって中国整備局に持っていったところ、内容的になかなか難しいというふうに県から町のほうへ回答がありました。そのときに、主な要因は何でしょうかというふうに町のほうから問い合わせたときに、県のほうではやはり、中国地方整備局管内で中国地方整備局が審査した中で一番ネックとなっているのは交通量なんですというような説明がありましたので、このときにその旨を申し上げたものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ということは、結果、町の事案は関係なく、町との比較みたいな形の交通量ということですよ。島の公共性でいうと、とてつもなく危険であって、人が往来する上で事故の確率も当然高く、島内というか島というハンデの下——当然利点も往々にしてありますが——の上では、トップクラスで公共性を慨した場所だと僕は思うんですけども、そう言われたからしょうがないではなくて、この島の特有な事由の下、あそこは町と比べた場合には確かに交通量は、絶対人数が少ないわけですから、往来の。そういう意味では少ないのかもしれないですけども、町を今後運営していく上で、多大にデメリットにしかならない道路に公共性をすごい慨した道路になつとると思うんですけども、その辺のアピール、要望等、強くできたりはしないんですか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 2車線化については本町でも悲願となっておりますので、毎年要望をしているところです。

ただ、今の白水から垂水の区間の狭隘箇所については、地権者がかなり強固な姿勢になっておりますので、県と毎年協議をする中でも、県のほうとしては地権者にアプローチはしているというところまではお聞きしていますけれども、なかなか強固な意思が変わらな

いということで、町としてもこれからも強く要望していくものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 公共性、すごく慨しとると思うので、ぜひぜひ強硬なというか、もうお願いしていくしかないのかも分からないですけども、しっかりと対応して、島民の方が危険でない道路が実現できるように進めていただきたいと思います。

ほかの循環道も、他の道路でも似たような場所があると思いますが、そこも同様に、できるだけ早期に、しっかりと選んでもらえるまちづくりのためにも、まずは必要な道路の確保をできるように努力していただければと思います。

あと、マイナンバーカードなんですけれども、今現在、国、県等も含めて町の普及率って幾らぐらいでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 水橋議員の質問にお答えします。

国、県においては、1月末現在で25.1%程度。町の交付率につきましては、24.7%程度となっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） 全体的に二十数%程度ということで、この普及に関してですけども、報道等も含めてですが間違った認識があって、カードが紛失した場合は個人の情報が抜けてしまうんじゃないかと。いろんなものとひもづけをすると、個人の情報が全て公表されたような状態になってしまうんじゃないかという間違った情報があるように思うんですけども、その辺の実際の部分で間違った情報なのか、合った情報なのか、もしこれが間違っていないのであればとんでもない不安なものになると思うんですが、この辺はどのようなものと認識されておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 水橋議員の質問にお答えします。

マイナンバーカードの中に記録されている情報というのは、その方の住所、お名前、性別、生年月日、それから個人番号、これが記録されているのみでございまして、その方に関するその他の情報は記録されておりません。このことを住民の方にしっかり認識していただくために、町としてもその辺の周知はしっかりしていきたいと思っております。

管理につきましては、例えば個人番号カードを利用する各おのおのの機関において、そ

の内容を管理しているものであり、個人番号カードが紛失、盗難等に遭ったら、その個人の情報が、先ほど申した情報以外が漏れることは基本的にはないと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ありがとうございます。

僕の認識とほぼほぼ同じだったので、安心しました。僕たちが持っている運転免許証程度のものしか入っていないと僕も認識してまして、それに何らかのひもをつけて証明書等にはなっておりますが、今報道で行われているような、この情報によって個人の情報、財産が全て分かるというようなことはないということが分かりました。ありがとうございます。

あと、海上交通、陸上交通に関してですけれども、僕の認識です。無人カー等いろいろ新聞にも出たりしてましたが、陸上交通っていろいろ模索、離島のデメリット部分を解消するというような動きがあったりすることに関しては、まだこれからも検討の余地があり、さらに便利な状況を目指しているという認識で問題はありませんか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 陸上交通に関しまして、明日審議いただく令和3年度の一般会計予算の中にも計上させていただいておるんですけども、地域公共交通再生総合事業と長い名前ですけども、内容的にはオンデマンド交通につきまして、交通の利便性の高いオンデマンド交通サービスについて実証実験を次年度予算計上させていただいて、そちらのほうで予約制の交通運行の導入に向けた実証実験を行い、それを踏まえて本町に適した交通体系を検討していく考えであります。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ありがとうございます。

この1つ目の質問での最後の質問になるんですが、これは島民全てと言っていいほどの悲願だと思うんですが、道路と併せて。フェリー運賃対応等、なかなか、先ほど僕も以前の話で言わせてもらったと思うんですけど、もし仮に補助をしたら膨大な予算がかかる話だとは思いますが、今日の明日でできるような話ではないのは十分承知した上で質問ですが、今後、今僕が提案したようなやり方も含め、いろんなやり方があると思いますが、少しでも島民の人に、還元というたら言葉が違うかも分かりますけど、還元できるような方策等、模索も今後していただければと思うんですけど、それについてどのよう

にお考えがあるか、ちょっと漠然とした話ですが、思いがあれば教えていただきたいです。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 水橋議員がおっしゃったとおり、補助に対しましては、車で申しますと500円つけますと約2億2,000万円、人に一人一人100円補助をいたしますと、現在の乗降人数でいきますと約1億500万円かかります。財政的なことも踏まえますけども、やはり運賃については住民、また離島であることから非常に重要な問題だと認識しておりますので、割引等も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ちょっと言いにくい内容だったと思いますけど、すいません、ありがとうございます。

全体的に、僕個人的には前向きにこれからもいろいろよりよきことを考えて、あんまり否定的な回答ではなかったと思うんですけども、今後も道路や交通網と通信、これから今日先に見えとる通信に関しては、しっかりと精査した上で、後悔のないようなものを選んでいただけるようにしっかりと検討して実施していただきたいと思います。

続きまして、2つ目なんですけれども、安心できる福祉についてですが、昨年末起きたみゆき休止問題ですが、たまたま説明される前に情報が入り、常任委員会でも取り上げさせてもらい、また前回のこの一般質問でも取り上げさせてもらい、町民の関心も大きく、休止は取下げられましたが、今後町がどのように関わっていき見守っていけるのか。利用者、または今後利用される方、働いている方に対して不安のない対策や発信も必要と思います。

実際は、今後の展開も含めて、大崎上島町は認可団体じゃありませんので、施設と県と認可される場所の話合いが往々にして主だと思うんですけども、についても町が全く知らん顔しとるわけではないと思うし、知らん顔はしちゃいけないと思うので、という意味で利用されている方、働いている方に対しての不安のない対策や発信を必要というのは、町民の福祉の関心に対する回答というか、今後先を思う安心についての発信という意味です。

また、民生委員や高齢者巡回相談員の方々との話の中で、高齢者の方との対応で、町との連携がうまくできなく困ることがあると伺うことがあります。高齢者の方からは、この見守りの方々の存在はすごく助かると聞くので、今後さらに対応を充実するためにも、見

守りをしていただいている方と町との連携も強固なものになるよう改善していければと思うのですが、この2点について町としてどのように考えるか伺います。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 水橋議員の質問2点目の、安心できる福祉についてお答えします。

本町では、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健福祉の環境整備を推進しています。

まず、福祉施設のこれからの展望については、現在介護老人保健施設みゆきにおいては、医師を確保し、介護サービス事業を継続して運営を行っています。この先、医師の配置を必要としない特別養護老人ホームへの事業転換について、広島県と連携し協議中ですが、転換の時期については令和3年夏頃になる見込みです。

また、町内には介護老人保健施設みゆきのほか、大崎福祉会が2つの特別養護老人ホームを運営しています。今後は、介護保険施設の適切な整備を推進し、施設事業者と連携し、介護サービスの安定化に努めてまいります。

次に、地域の見守りの方たちとの連携強化については、地域福祉はみんなが安心して生活できるよう、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。地域における支え合いについては、身近な地域住民や民生委員、児童委員、高齢者巡回相談員等による子供、高齢者、障害者の方たちの支援が必要な人への声かけや見守り活動を行っています。

引き続き、見守りや声かけを推進するとともに、見守りを行う方たちと連携を密にし、必要な場合には相談窓口等へつなげられるよう、安心して地域で暮らし続けていくことができるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ありがとうございます。

今の施設の休止等々についての部分ですけれども、実際に利用待機者の方や、実際に周りから見ている今後もしかしたら利用するかもしれない方々も含めですけれども、直接施設からの説明がみんなに届くようなことは民間会社としてないとは思いますが、町もちゃんとそこを見守って、周りの方々に安心していただければ、今言われたような形で今後も発信して、分かりやすく安心させてもらえるような発信を続けていっていただきたい

いと思います。

また、見守りのほうに関しても、これは僕も身近な方で、ほんまに助かるんじゃないという声をよく聞くんで、さらに充実したものにしていだければと思います。

全体的な質問で、今回の質問もすごく前向きな話でプラス思考的な話をすごいしていただいたんで、すごくありがたかったんですけども、マイナス思考、できない言い訳というのは僕たちも聞きたくないし、多分町民の方も聞きたくないと思います。よりよいまちづくりをするためには、できない言い訳や、こういう理由の下できないとかというのではなく、どうやったらできるかというのをまず先に考えて、誰のためにやっとするんかというのは、自分のために恐らくやっとするわけじゃあ、皆さんも思うんですが、町の人たちにどうやって過ごしてもらえたら、どうやって楽しい町ができるか。これ、僕の中ではもうとにかく人口が増えて明るいまちづくりができたら一番いいと僕は思っと思ってんですけども、そのためにも選んでもらえる、今の地元の人にも選んでもらえる、外からの人にも選んでもらえる、企業にも選んでもらえる、生まれてからこの島から今度は見送るまでをずっと安心して暮らせるまちづくりを目指して僕もいきたいと思いますし、今後もずっとこうやって発信をさせていただきたいと思いますので、ご協力をお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで水橋直行議員の一般質問を終わります。

続いて、閑田大祐議員の発言を許します。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） おはようございます。

本日は、子宮頸がんワクチンについてということで1問質問をさせていただきたいと思っています。

去る2月8日付で、NHKが子宮頸がんワクチンの効果について報道をいたしました。以下の内容でありました。

大阪大学などのグループがまとめたもので、協力が得られた全国の31の市町村で、2013年から4年間にがん検診を受けた二十歳から24歳の女性のうち、子宮頸がんやがんの前段階に当たる組織の異常と診断されたおよそ2,500人全員と、異常が見られなかった1万2,000人余りの合わせておよそ1万5,000人を対象にデータを分析しました。

このうち、子宮頸がんのワクチンを接種していた女性はおよそ3,000人で、分析の

結果ワクチンを接種した人は接種していない人に比べ、がんの前段階に当たる軽度の組織異常になるリスクがおよそ58%低くなったということです。さらに、中程度の組織異常となるリスクはおよそ75%低くなっていました。

このほか、ヨーロッパで高い接種率とそのワクチンの成果、効果なども最近報道がありました。日本では、一部報道機関による副作用、副反応への不安を必要以上にあおる報道によりまして、接種率が高まっておりません。厚生労働省の2017年の統計によりますと、子宮頸がんを患う女性は年間約1万1,000人、死亡者は約2,800人となっています。

これらのことを踏まえ、島の子供たちの健やかな成長と明るい未来のため、そして教育の島も標榜し、将来の町を担う人材を育成するとしている我が町において、これらのマスコミ等の妙な批判を恐れずに、ワクチン接種への支援の拡充等を実施していくべきだと考え、他市町に先駆けた施策を求めますが、町長の見解を伺います。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

本町の子宮頸がんワクチン接種については、平成25年に国がワクチン接種による副作用を懸念し、積極的な勧奨を中止した結果、ここ数年は接種者はいない状況であります。今年度は、小学校6年生から高校1年生までの対象者に、厚労省のチラシで接種の勧奨のチラシと、本町の無料接種の案内を送付したところ、3名の方が接種を受けられました。対象者170名中3名という低い数字ではありますが、チラシの効果で接種があったと考えますと、町としても独自のチラシや啓発を実施していく必要があると考えております。

今後は、子宮頸がんワクチン接種による副作用のリスクと子宮頸がんの発症リスク等を記載した、比較検討できるチラシを対象者の保護者へ配布。また、婦人科の医師等の講師を迎えた講演会を開催するなどして、そういった実施をしてみたいと思います。

また、二十歳以上の方には、町の集団検診等における子宮頸がん検診を推奨し、子宮がんの早期発見、治療につながるよう、併せて検討してまいります。

以上であります。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 非常に前向きなご答弁ありがとうございました。

3名ということで、非常に少なくはあるんですけども、ただ大きな一歩だとは思いますが。これを対象者170名程度、これ全体に及ぶようにどんどん周知を進めてもらいたい

と思います。

先ほど、水橋議員の一般質問でもありましたマイナンバーカードです。ここでもマスコミによる変な報道の仕方で、最近ちょっとマスコミひどいです。今のコロナワクチンについてもそうなんですけど、さあ接種が始まりますよという、今度は副作用のことをばんばんばん報道して、何がやりたいんだろうかとも思うんですけど、本当に今マスコミが、これは言い方が正しいかどうか分かりませんが、社会悪といってもいいぐらいのレベルにきてるんじゃないかと思います。これに負けないぐらいの周知をして、他市町に先駆けて、うちの町はこういうことまでやっていますよっていうことが、例えば今言うIターン、Uターンの呼び込みとかのところにも積極的にPRできる一つの材料にはなると思います。

そして、将来の人材育成のところに関しましても、対象者がもろにそこですから、ここに対してしっかり手当てができるように、今後も引き続き頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで閑田大祐議員の一般質問を終わります。

次に、森若 巖議員の発言を許します。

森若議員。

○6番（森若 巖君） おはようございます。

本日は、3点ほど質問させていただきます。

まず第1問目、単県急傾斜地崩壊対策事業について。

この事業は、私の記憶に間違いがなければ、工事対象家屋が複数の場合には事業対象になるが、そうでない場合は工事対象外と記憶していますが、今でもこのとおりなのか、まず伺いたい。

次に、令和2年9月議会において、この事業の2か所の工事場所の調査、測量、設計業務費として約1,000万円が計上されていましたが、このうち1か所は対象家屋は1軒だと思いますが、いつの時点で工事対象が1軒でもできるように変更になったのかも伺いたい。仮に、この場所の工事が可能なら、以前は工事対象にならなかったところも遡って工事の対象になるのかも併せて伺いたい。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 森若議員の質問にお答えします。

まず、急傾斜地法では、斜面の所有者は斜面の崩壊が生じないように、また被害を受けるおそれのある者は被害を除去し、または軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとなっておりますが、当事者において必要な措置を講じることが困難な場合には、県または町が急傾斜地崩壊防止対策事業を実施する場合があります。

この県費補助事業の基準は、斜面勾配30度以上かつ斜面高さ5メートル以上の斜面のうち、崖崩れによって被害が生じる区域内に人家2戸以上ある斜面となっており、このことに変更はありません。

したがって、区域内に人家2戸以上、または公共的建物があることが必要となっております。基準は変わっておりませんが、危険だと思われる斜面があるときは、事業の基準に当てはまるか検討いたしますので、相談をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 変わってないと言いましたけど、危険がある場合には検討することですけど、検討するということは今まではできなかったんじやろ。その検討をしなかったのか、それを断ったのか、私が知っとる友達が、こうこうでこうなんじやけど森若君どうなんじやろうかというて、お伺いしてみてもらえんかといったときには、建設課の課長が今の課長ではありませんでしたけど、いや駄目ですと鶴の一声で断られました。それがこのたびは可能になっとるという。課長が替わるたんびに答弁変わるのか、このようにころころと。おかしいと思うぞ、わしは。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当時の内容について、詳細には把握しておりませんが、1戸の場合は今も急傾斜地崩壊対策事業はできないこととなっております。ただし、その基準については、なかなか素人目で把握ができないと思いますので、それは役場のほうに相談していただいて、基準にはまるかどうかというのをもう一度考える必要があると思いますので、心配な斜面があるときには一度相談していただくというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ほじゃあ、もう一遍相談したら考え直してくれることもやぶさかでないということ、課長。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 当然、斜面については個々いろんな条件があり、また個々違いますので、その斜面の条件を見るという意味では、相談に来ていただくほうがいいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） この1軒も、今年のあれで548万円の測量と設計費がついとんよ。ということは、次の4年度に工事するつもりでおるんだらう、課長、違う。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 予算を計上しているということは、町のほうで2戸あるというふうに判断をして予算を計上しておりますので、説明が必要な場合は後日建設課に来てください。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） はいじゃあれか、課長。その場合には、当然受益者負担というものが生じるわなあ。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 制度にのっとして事業者負担は必要となりますので、それについては変わりございません。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 課長、確認するけど、この受益者負担というものは事業費の10%だな。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） このたび実施しようとしている単県急傾斜地崩壊対策事業については、工事費の10分の1ということになっております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。いいです。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 2点目、要望書について。

以前にも言ったように、区民からの声を聞き、要望書にまとめ、区長が町に提出するが、回答はなかなか返ってきません。令和元年6月30日に提出した白水区内の2か所の側溝改修の要望も何の動きもない中で、原田区の区長、役場職員OBの方が令和元年8月に西野スポーツ広場の立木の伐採の要望には、9月議会に事業費がつき、立木の伐採、処

分費469万円で執行されました。白水区の場合は、どのような理由で事業費がつかないかとの問いにも、もろもろの理由をつけ、工事をするには時間を要するとのことでした。その理由は、今でも分かりません。

その後、回答が届き中を見ると、3年、令和元年から令和3年で対応するとの回答が返ってきましたが、今年度の3年度の当初予算の中には、調査、測量、設計業務の記載がありません。令和3年度中に本当にできるとっておるのか伺いたい。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 2点目の質問にお答えいたします。

まず、地区からの要望について実施が遅れていることは認識しており、区長にこの旨を報告していなかったことについておわび申し上げます。

遅延の理由としては、災害復旧事業及び構造物の破損箇所の修繕について優先していることから、水路の更新については未着手となっております。当該水路の更新に要する経費については、令和2年度の繰越し事業として議決を得て、予算を確保しております。令和3年度事業として職員が設計し、事業実施予定としておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今課長の答弁をいただいたんですけど、このたびの3年度の予算書の中に、今現在人間1人通ってないような道路の拡幅工事に、一般財源から2,500万円の予算をつけております。こういうお金があるんでしたら、これも多分ある方の要望でついたんだと思いますが、その方はどうの昔によみの国に行っております。そういう要望が通って、今現在私が出した分については何の返事也没有ませんでした。この一般財源というものは、それだけ2,500万円あるんじゃないら、うちのほうへ回してもろうても可能じゃないかなあ。課長、いつこれ測量、設計費用がつく。そこだけ教えて。そうせんと、この年度末には区の総会があるんじゃない。説明つかんけん、頼みます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員さん、議会の議員の分と区長との話は別々なので、そこんとこよう理解して発言してください。

○6番（森若 巖君） 分かりました。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 工事の執行の予算については、令和2年度の繰越しというこ

とで令和3年度に計上しております。設計については、再度申しますけれども、職員が設計をすることとしておりますので、予算は必要ないと考えております。事業については、令和3年度ですから、令和4年3月末までに実施したいという予定で事業を進捗しておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃあ、この件については記載しておきます。

3点目、随意契約について。

この件も、今回で終わりにしたいと思いますので、私の問いに対しては真正面から答弁をいただきたい。

随意契約というものは、設計費、監理業務費については各50万円が最大とはっきりと明記されていますが、50万円を超えた監理業務費があるかの問いに対して、課長は令和2年9月議会において、地方自治法施行令第167条第1項第2号から第9号に該当する場合にはこの限りではないとの答弁でありましたが、今でもこの答弁は変わらないか。また、第何号にそのようなことが書かれているのか伺いたい。

次に、随意契約を締結する場合、設計費、監理業務費が記載された見積りがある場合には一括で随意契約を締結することが可能です。監理業務費の見積りがないのに一括契約ができるのかと聞きますと、はっきりとその場合にはできませんとの答弁でありましたが、ではいかなる理由でできたのか、この3点を伺います。お願いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 森若議員の質問にお答えします。

質問1点目の、令和2年9月議会において、地方自治法施行令第167条第1項の規定について答弁した内容が今でも変わらないのかについては、答弁した内容の認識は現在も変わりはありません。

質問2点目の、第何号に書かれているのかについては、地方自治法施行令第167条の2第1項に、随意契約によることができる場合は次に掲げる場合とするとの規定があり、同項第1項から第9号までにおいて、随意契約をすることができる場合は規定されており、これらが該当する規定に当たります。

なお、第1号には、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとするときと、随意契約の内容により契約額の上限を規定しており、また第2号から第9号までは、第1号のほか随意契約ができる場合が具体的に規定されております。

質問3点目の、設計費及び監理業務費が記載されていた見積りがある場合は、設計業務及び監理業務を一括で契約を締結することができ、監理業務の見積りがない場合はこれらの業務を一括で契約を締結することができないと答弁したにもかかわらず、なぜ一括で契約を締結できたのかにつきましては、森若議員の質問の契約は、令和元年度に着工しました白水老人集会所改修工事、長島集会所トイレ改修工事及び大崎上島町向山団地3号棟外壁改修工事の設計業務及び監理業務の契約であると認識しておりますが、これらの契約は一括で契約を締結しているものではありません。

これらの契約の方法につきましては、まず工事の発注前に設計業務を随意契約により契約を締結しており、この場合は随意契約の根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定です。次に、工事を発注後に監理業務を随意契約により契約を締結しておりますが、この場合の随意契約の根拠規定は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づくものです。

また、森若議員にお渡しした資料が設計業務に関する見積書だけであったことから、その見積書により監理業務を含めた契約を締結したものではないかとの誤解を生じさせたものであると考えており、その点につきましてはおわび申し上げます。

なお、このように設計業務と監理業務を分けて契約を締結することは可能であるとの認識は変わっておりませんが、町といたしましても随意契約事務の改善を図っていくことが必要であると考えておまして、令和3年度から建築工事に関して、設計業務と監理業務を共に外部に委託する場合において、単年度で設計から施工までを実施するときは、これらの業務を設計監理業務として、原則1契約で締結することとして、昨年10月に職員に周知したところであり、引き続きより一層の契約の適正化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今お答えをいただきました。

まず1点目。今の答弁は変わらないかといいますと変わりませんとのことでした。それでは、ここに地方自治法施行令という資料があります。その何番目にそのようなことが書かれているのか、まず伺いたい。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 第何号かということについてはですけども、第1号で各公共団体の規則で定めることとなっております。法では記載されておられませんけども、その

第1号の各公共団体の規則で定めるということで、本町の規則で、設計につきましてはその他に当たりまして、本町ではその他は50万円というふうに記載されております。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 今課長は、普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものとすると言われましたけど、そうじゃろ。

○総務企画課長（山本秀樹君） はい。

○6番（森若 巖君） おかしいなあ。話が合わんなあ、かみ合わんなあ。あんたは、その限りではないと言われたけん、わざとこれを取り寄せたんよ。意地が悪かろう、わしも。地方自治法施行令というもんはどんなもんかと思うて、あのときに一言あんたがそういう事例がありましたかと言やあ、わしもそこですんなり引き下がった。ほいじゃが、あんたがいかに賢げにこういうものを出すから、わしも意地が悪いから取り寄せてみたんよ。どう見ても、この限りではないというて書いてないんよ、どこを見ても。ほしたら、今あんたが普通公共地方団体の規則で定める額を超えないものとする。そのときにこういうことをはっきり言えばよかったのに、そういう答弁じゃなかったんじゃろ。第1項第2号から第9号に該当する場合にはこの限りではない、説明不足じゃないのか、私の質問に対して。そのときにはっきり言っていけば、こういうものをわしが引っ張り出す必要もなかったんだよ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 12月議会での説明です。そのことにつきましては、説明不足と認識します。申し訳ございませんでした。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 3点目についてですけど、ここに見積書があるんです。そうすると、今言いましたように、これは大崎上島町元町住宅の分、これが集会所の件、そしてこれが長島の集会所のトイレの件、向山団地3号棟の改修の件、これは全部言いますように、監理業務費はありません。じゃが、おたくに私がこの資料を持って行って記載をしてもらえませんかと言いました。そうすると、答えが返ってきました。ほいじゃ当然この分のは、監理業務費の見積書は役場にあるなあ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 初めにお答えいたしましたとおり、今お手元にある資料については設計に関する見積書ということで、監理を別に契約しておりまして、その見積

書はございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） はいじゃあすいませんが、その見積書というものは明日の定例会が始まるまでに4点かな、出してもらえるかなあ。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 提出いたします。

ただ、後でどの案件かというのを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） 私がこの件をこうして一般質問で聞きました。そうすると、令和2年においては、今課長が答弁いただいていたように、設計料の入札はしております。じゃが、業務監理費のところは保留になっとんです。これを私が言わなかったら、多分令和2年度も同じようなことをしとった思うんです。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 設計について入札しているということですが、設計を入札して、監理についてはその設計業務に委託することで、設計に委託する場合は、先ほど説明させていただきましたとおり、地方自治法の第167条の2第2号によりまして随意契約をするものでございます。

○議長（信谷俊樹君） 森若議員。

○6番（森若 巖君） じゃけん、こういうのをやるときには、あんまり人に疑念を持たれるようなことをするな。ほして、わしらぼんくらなんじゃから、もう少し自分の頭にはっきりと分かるように優しく説明してくれんかの。ほんなら、わしもここまでいこじになってする必要はなかった。

これで質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで森若 巖議員の一般質問を終わります。

次に、前田 太議員の発言を許します。

前田議員。

○8番（前田 太君） 本日は、簡単に2点お尋ねしておりますが、1問目の県道整備への取組はという質問は、水橋議員が丁寧な質問をされておりますので、簡潔にお答えいただけたらと思います。

県道の危険整備箇所の整備が遅延しております。県の事業ではありますが、木江、岩白地区などいつなのか、町の取組を伺います。

私が議員になって3期が終わろうとしておりますけれども、その前から常に提起されてきた問題で、県道の整備箇所も優先順位等があると伺っておりますが、今までの取組をいま一度お願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 前田議員の質問にお答えいたします。

県道事業については、県に対し町の課題を要望すること、そして実施中の工事の進捗状況を聞き取りするなど、県と連携しながら事業の進捗に努めているところです。

質問にあった木江、岩白地区については、要望を伝えているところですが、実施年度は決まっておりません。県の回答では、通常の道路改良事業では事業採択が困難との回答から、今道路再生改良事業という別の事業があるんですけれども、その事業に乗るように要望し、検討していただいております。

この事業は、現在木江交差点から屋内運動場までの間を実施中の事業で、その次に岩白地区を実施するよう県に要望し、調整しているところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 先ほど強制執行という言葉もあったように思うんですが、土地を収用したりするのは環境整備として町の仕事になるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 県道に関して言えば、県の仕事になります。ただし、県道とはいえ大崎上島町内には変わらないので、町もバックアップ、お手伝いできる場所はお手伝いしながら事業推進に協力していくこととしております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 土地収用ということになると、収用委員会ができ、起業者が県ということで訴訟になれば形式的当事者訴訟ということで、起業者の県が相手になりますけど、訴訟というところまではめったにないと思いますけれども、そのあたりは認識されておられますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 道路の拡幅に対しての用地買収については、任意買収が原則と思っております。その任意買収に応じていただけないと、相当の理由がある場合に強制

収用、事業認定ということになりますけれども、その事業認定については中国地方整備局との調整になりますので、今までもなかなか困難な状況であり、この岩白地区については、まだ任意の用地買収にもいってない段階で、強制的な事業というのは尚早と考えております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 現在の工事の次に狭隘なところの要望をされているということなので、一層の努力をお願いいたします。水橋議員に対して丁寧なご答弁がありましたので、あとは私は割愛します。

第2問目、柿の浦住宅住民への説明はということで、柿の浦住宅の建て替えについて、住民の方へは個別の説明があると伺いましたが、皆さんへの説明会はしないのですか、また違った意見もあると思います。また、野賀地区への影響も多大であると考えますが、お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 前田議員の質問にお答えいたします。

柿の浦住宅の建て替えについては、これまで住宅の建て替え方針に基づき、平成29年度に基礎調査として入居者の意向をアンケート調査、平成30年度は全戸訪問による聞き取り調査を実施しました。その際、居住者の方には、建物の老朽化のため建て替えが必要なことを説明していますが、高齢者の方が多く、建て替えを望まない意見も多くありました。

しかし、住民側の認識として、建物に損傷が目立つという意見もあり、町としては耐震診断の結果を踏まえ、建て替える必要があると判断しております。令和3年度当初予算に計上しているとおおり、柿の浦住宅建て替え事業を進めたいと考えておりますので、この住宅においては、令和3年度中に今後の予定について入居者説明会を開催し、その中で早期に住居の移転が必要な方から個別に移転交渉をする予定としております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） その際は、1棟ずつ建て替えて新しい形のものをつくって野賀区から移動しなくてよいのか、それとも郷区の新しい住宅に移っていただくのか、そのあたりの計画はどうなっておりますか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 詳細については、令和3年度の設計委託で決定されると考えておりますけれども、現段階で町の方針としては、柿の浦住宅1号棟の居住者の方にまず移転していただくと。移転先については、柿の浦団地内の2号棟、もしくは今建設中の木江定住促進住宅を見込んでいます。

ただし、居住者のいろいろな条件もあると思いますので、個別に協議していきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） アンケートの結果等は私も存じております。その際、移動していただくに当たって移転に係る労力に対しまして引っ越し費用のようなものの負担はしていただくのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 内部では協議しておりますけれども、この場で正式に発表できるところまでは至っておりませんので、説明は控えさせていただきます。

○議長（信谷俊樹君） 前田議員。

○8番（前田 太君） 了解しました。

丁寧なご説明と移動しやすい環境整備をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで前田 太議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

10時30分から再開いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、尾尻康二議員の発言を許します。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 本日は、一般質問として1問お願いしたいと思います。

質問事項でございますが、新型コロナワクチン接種の取組はということでございます。

今いろいろ新聞紙上やマスコミでも一番の大きな問題となっておりますが、新型コロナ感染症のワクチンが、2月17日より医療従事者向けに初めて国内で開始されました。感染終息に向けての切り札として期待されております。当町においても接種の開始が待たれており、また計画されていることと思います。

町民の関心も高いものと思われまますので、どのような形で取り組むのか、また現在、本日の新聞に出ておりますが、昨日24日、65歳以上の高齢者への新型コロナワクチン接種に関し、4月5日の週に発送し12月から接種する予定だと報道がありますが、数量を限定して全国でスタートし、26日の週から本格化させる。政府は当初、4月1日以降の開始を目指すとしていたが、後ろにずれ込む形で計画が見直しとなっております。高齢者数は3,600万人に上るに対してワクチンの確保のめどは立っておらず、全体の接種計画に大きな影響が出ています。計画の見直しは、ワクチンの供給量が不足して、国際的に争奪戦になっていることが背景にあります。

なかなか元となるワクチンの確保ということが大きな課題となっておりますが、先日の2月16日の議員の全員協議会において、保健衛生課のほうから説明は受けております。予定する配布の冊子について、65歳以上の方ということで新型コロナウイルスワクチン申込書、接種を希望される方は必ず提出してくださいという、町民に配布する予定の文書を見せていただいております。

新型コロナワクチンの接種については、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方から順次接種を開始する予定です。接種は強制ではありません。現在、何らかの病気で治療中の方や体調など接種に不安がある方はかかりつけ医等とご相談の上、ワクチンを受けるかどうかをお考えくださいということで、この申込書を出すようになっていきます。接種場所は、島内の5つの医院で診療時間内に申込みを出して打つような形です。当初の計画は4月5日からだということで、第1回目を4月30日までの1か月間ということで予定されております。2回目は5月10日から5月28日ということです。各医院に併せて東野保健福祉センターで各医院の先生が13時から15時まで。接種期間は同じ方法で接種を行われるようになってます。3月12日までに接種ワクチンの申込書を出して希望を募るということになっておりますが、それから個別の通知が届いて、ワクチン接種日までクーポン券が郵送されるということで説明を受けております。

一応、概要はこういう計画になっているんですが、先ほど言ったように、すごいワクチンの確保が難しくなっております、今の計画がどのように変更になつてるのか、今の分かる範囲で結構でございます。なかなかいろいろ情勢が変わってきているので、答弁も難しいと思いますが、今の現状で結構でございますので、お答えをお願いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 尾尻議員の質問にお答えいたします。

先ほど議員の言われました配付資料であります、当時常任委員会的时候にはそういう予定で、国のスケジュールにのっとって、うちもスケジュールを立てていたところですが、ご存じのとおり、国のほうも予定が二転三転といたしまして、接種のほうはずれ込むということで、うちがチラシを配布する予定も、当然日にちがずれたということで、そこはまだ国の様子を見ながら、確定した時点で町民の方へそのチラシを配布して集約をしていく予定であります。

ですから、ちょっとまだ日にちのほうは4月12日以降の高齢者ということが出ただけで、うちへどれくらいのワクチンが供給されて、それからどういった本数によっての分けっというんですか、そういったのがまた今後なんで、それがまた決まり次第スケジュールの見直しを立てていきたいと思っております。

言われたように、接種の方法なんです、これは集団、個別、この2通りでいくことは間違いありません。というようなことで、今のところは国の出方を見てるところでございます。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 分かりました。

概要は、ですからほとんどこの説明を受けた予定でいくということで、日程が変わってくるような形でよろしいのでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 尾尻議員の言われたとおり、内容はこのとおりで、あとは日程のところだけの変更になっていくということでもあります。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） それと、個別で出しとったんですけど、今のワクチンの管理方法とか、接種後に副反応が起きた場合の対応策、それから接種に関する懸念事項とかが、今の時点でどのように考えられているのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） まず1点目の、ワクチンの管理方法についてですが、ファイザー製薬の今ワクチンがくると想定して、そのワクチンを保存するのにマイナス75度のフリーザー、こちらのほうが町に1つ割当てが国のほうから来ますので、こちらのほうを東野保健センター内にある耳鼻咽喉科診療所のほうへ設置し、そちらのほうでワクチンのほうは管理いたします。

2点目の副反応の対応でございますが、個別接種には各医院の先生方が処置していただいて、そちらのほうの病院から、あと2次救急とかからありましたら、そちら関係先にうちのほうが一応要請文のほうを出させていただいて対応してもらおうと。集団接種につきましては、こちらは東野保健福祉センターのほうへ各医療機関の先生が来て接種をしていただくんですけど、そこに広大の先生をずっと常駐していただいて、副反応が起きた場合対応していただくというような予定にしております。

3点目の懸念事項であります。これ先ほどからずっと言ってますけど、国のほうのスケジュール、こちらのほうでうちのほうもスケジュールを合わせているんですけど、ここがなかなか決まらないうと、思ったようなスケジュールに進まないということで、これが一番懸念事項であります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 分かりました。

まだなかなかワクチンの確保が難しい状況で、取組もちょっと遅れてくるんじゃないかとは思いますが、しっかりと体制を整えてもらって、町民の方が安心して受けるような体制をつくってもらって準備していただきたいと思います。答弁は結構です。

終わります。

○議長（信谷俊樹君） これで尾尻康二議員の一般質問を終わります。

次に、道林清隆議員の発言を許します。

道林議員。

○10番（道林清隆君） 私のほうから、今日は3点の質問をさせていただきたいと思っております。

いずれも、私がこの4年間、議会選考の監査委員として例月の検査、毎月の検査です、それとか定期監査、あるいは決算審査、あるいは今年度においては行政監査と、そういった業務を通じて今の執行部の事業実施についての詳細を見せていただきました。そういった内容、役割も含めて、この3点について質問をさせていただきたいと思っております。

まず1問目ですが、入札執行の現状を問うということで、大崎上島町の入札は一般競争入札制度ではなくて指名競争によるとなっております。

当町は、旧3町が合併をして18年が経過しようとしておりますが、土木建築工事の入札執行に当たっては、工事箇所が旧3町の該当地域の指名業者は応札を参加するものの、

他の地域の指名業者は辞退の届けを出すという、こういった実態が頻繁に見られるように思っております。このことは、果たして公正な競争原理が働いているのだろうかという疑念を抱いているところでございます。

現実に、応札業者が2社程度の落札率と、4社、5社と数が多くなった入札執行に関する応札業者の落札率が随分と乖離しているのではないかと。昨年度と今年度、直近の大崎地区、木江地区、あるいは東野地区、それぞれの土木建築工事における平均応札業者数とそれぞれの落札率を、まずお伺いをいたします。

それと、業者の入札辞退届は、もちろんいろんなご都合があつて業者も辞退をされるわけではありますが、不文律とも取れる地区外業者の辞退届を長年にわたって受理し続けるということになると、特定の事業者のみが存続でき、その他の業者は廃業に追い込まれるといったことにつながりはしないかという心配をしております。

当町が発注する公共工事は、地域経済を支える上で、特に過疎地域、島嶼地域、中山間地域である大崎上島町にとって、大きな経済を支える役割を果たしているというふうに思っています。入札執行の透明性を高めるために、その結果を公表することができないか、この点についてお伺いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 道林議員の質問にお答えします。

質問1点目の、昨年度と今年度の大崎地区、東野地区及び木江地区の土木建築工事における平均応札業者と落札率については、まず昨年度については、大崎地区の平均応札業者数は3.57社、平均落札率が89.27%、東野地区の平均応札業者数は2.43社、平均落札率は97.83%、木江地区の平均応札業者数は2.31社、平均落札率は98.2%です。次に、今年度につきましては、大崎地区の平均応札業者数は3.8社、平均落札率が89.34%、東野地区の平均応札業者数は2社、平均落札率は98.73%、木江地区の平均応札業者数は2社、平均落札率は99.32%です。

道林議員からのご指摘のありましたとおり、工事箇所が旧3町の該当地域である指名業者は入札に参加し、他地域の指名業者は辞退届を提出しているという事実は承知しておりますが、入札に参加するかどうかは各業者の判断に委ねられているところです。制度の見直しに関しましては、競争入札の利点を生かすという点について、今後の当町における入札、契約の状況を注視するとともに、他自治体の状況、動向も勘案しつつ、必要に応じて検討したいと考えております。

質問2点目の、入札結果を公表することにつきましては、入札結果の公表は現在も行ってありますが、その方法は総務企画課の窓口における閲覧による方法のみとなっております。町といたしましても、入札執行の透明性を高めることは重要なことと考えておりますので、令和3年度から入札結果を町のホームページに掲載し、入札執行の透明性をより高めていくことに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ありがとうございます。

新町が誕生して、もう20年近くたとうとしているにもかかわらず、町内でのまだまだ地域エゴというものが随所に散見しているのではないかというふうに私自身感じております。その一因に、やはりこういった公共工事の受注が、もう工事箇所の前3町ごとの地元業者が応札し、落札してるという実態が何らかの作用をしているのではないかという点に疑念を抱いているところでもあります。

確かに、町としては公正な入札業務、事務を執行して、何ら瑕疵はないわけですが、業者さんの都合でということになると、先ほど総務企画課長の答弁で、これからもっと透明性を高めるという点においては、非常に期待をしているところであります。これまで、そういった行政と土木建設業者間だけの世界でこのことが行われ、公表といっても閲覧だけということですが、なかなか企画課まで出向いて窓口で閲覧ということにはなっていないんじゃないかと。やはり、町民に対して透明性を高めるという点では、今後大いに期待をしております。

ご承知のように、公共工事については、現在工事に関しては公共建築工事積算基準というのがありまして、マニュアルに沿って積算をすれば、数量さえ間違わなければ行政機関が積算する金額、それと業者さんがそれぞれ積算するというのを、このマニュアルに沿って行えば誰でもほぼ同じ金額が算出できるということで、こういった実態が明らかに、先ほど総務企画課長の答弁でありましたように、大崎地区においては89%台、木江地区98.9%、東野地区97.8%、99%に近い率、ほぼ10ポイントの差があるわけですから、こういったことが今後さらに続いてこういう現象があるとすれば、やはり行政の無策というものを指摘されてもやむを得ないんじゃないかという気はしております。

それを防ぐには、業者さんの指導も必要であろうと思いますし、時には一般競争入札という制度もあるわけですから、なかなか一般競争入札ということになると、島地域ですか

ら逆にリスクも背負うと思うんですが、あらゆることを今後検討していただいて、より透明性の高い制度の設計をしていただきたいというふうに思います。

先ほどの答弁で総務企画課長が、今後の対応については新年度から透明性を高めるという点で、私自身非常に安心しましたので、答弁は結構でございます。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） それでは2問目に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活スタイルは変わってきております。世界経済、日本経済、そして地域経済ともに大きな打撃を受け、倒産、廃業に追い込まれる事業者も全国的には増えつつあるというふうに伺っております。

幸いにも、今のところ町内での感染拡大は見られておりません。平穏社会を保っているかの様相ではありますが、令和2年度、今年度においても事業活動の自粛等、様々な制約の中で日常生活なり経済活動が行われておりまして、計画している事業の中止といった活動も多くあると捉えております。

その中で、町から補助金、あるいは業務委託料等を受け取って活動を行っている団体は数多くあると思いますが、その一件一件が町の要綱などの規定に沿って執行されているかどうかのチェック体制が若干脆弱ではないのかなというふうに思っております。少なくとも、事業完了後に提出される報告書を受理する際には、単に報告書の提出を求めるだけではなくて、その際にヒアリングをしながら事業完了を受け付けるということにしないと、特に合併当初から少額の補助金をもう十数年交付され続けているという事業が果たして自助、互助、共助、さらに公助という、本来自助で賄うべきものもあるんじゃないか、時代がどんどん変わってきてますので、本来少額の補助金を受け取らないとその団体の活動ができないというものについては、補助事業の全体をスクラップ・アンド・ビルドして見直さないと、時代がどんどん変わって世代も変わっている。

その中で、同じ活動、事業目的を持つる団体に同額の補助金を交付し続けているというものは、果たしてその審査体制なり費用対効果をどのように審査をされて継続しているのか。それを次年度以降どのようにつなげていくのか、継続事業とするべきかどうか、そのあたりの取組を、補助団体を多く抱えてる地域経営課の課長さんに、実態とその課題、あるいは今後の対応についてお答えいただければ非常にありがたいというふうに思っております。

やはり、前年踏襲型では現状維持が精いっぱい、恐らく将来的には衰退ということに

なりますので、そのあたりについて具体的な事例があればお答えをいただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 地域経営課長。

○地域経営課長（坂田 誠君） 道林議員の質問にお答えします。

初めに、指定管理者の選定に当たっては、応募者が法人の場合には定款の事業目的に委託業務の内容が問われているかどうかを確認しているかの質問ですが、指定管理者募集要項の提出書類に団体の定款を提出していただくようになっておりますので、指定管理者指定申請書が提出されたときに定款の事業目的を確認しています。

次に、地域経営課の補助交付事務の流れについて説明します。

補助金交付申請書の確認事項についてです。補助金を必要とする事業の概要を、補助金を受ける年度の収支予算、補助金を受ける年度の事業計画及び経費の明細書について確認し、申請書類が整っているか確認した後、受理しております。

次に、補助事業の目的及び内容が法令等で定めるところに違反しないか、補助事業者が補助事業の遂行能力があるか、金額算定に誤りはないか、交付決定前に事業を開始していないかなどを確認して交付決定を通知しております。

次に、補助事業者から事業実績報告書を提出された場合には、補助事業が完了しているか、補助事業の成果が交付決定の内容に適合しているか、補助金の使途や支払い科目は適正か、補助対象外の支出はないかなどを書類を確認し受理しております。

最後に、団体の事業報告書及び収支決算書、総会資料などを確認することにより、検査して補助金の額を確定し、支出しております。また、補助金交付決定や額の確定は、補助金チェックリストを作成し、補助内容に誤りがないかを確認し、補助金を支出しております。

ただ、ご指摘のあったように、事業完了後にヒアリングを行っていることや定期的な監査は実施しておりません。今後は、各補助要綱等の規定に基づく事業完了後の検査を書類のみで実施するのではなく、補助団体への事業成果のヒアリングや定期的な監査の実施について検討してまいります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 私、通告書には定款のこと、法人の申請に関して出しておりましたので、丁寧な回答をいただきましてありがとうございました。

法人については、やはりその会社の憲法である定款というものにしっかりとした事業目的をそれぞれ項目ごとにとらえております。本来の主要事業以外に付随した事業を行う場合に、大抵目的の一番後段に、その他、上記に付随する事業をとということになってるので、かなり幅広い事業が実施できるということではありますが、定款のチェックというのは非常に大事であって、もしそれに違反すれば商法違反ということになるので、町のほうの窓口としては細心の注意を払って、今後も事務を遂行していただきたいというふうに思います。

私が思うのは、事業完了です。完了報告を受けて、やはりその効果測定をチェック項目でチェックをして終わりじゃなくて、次年度以降にどうつなげていくかという判断が、どういう審査を経て、そのチェック項目だけで足りるのかどうか。私自身の体験からいっても、補助金を受ける立場の経験も長年してまいりましたが、国においては会計検査ということもございます。あるいは、県も定期監査というのがあって、非常にそれを受ける際には相当の事務量、整理をすることになるわけですが、町の補助金の申請、あるいは報告に関しては非常に楽であったなという経験、違いがございますので、同じ税金を投入することであれば、同等の緊張感を持って交付を受ける団体も、今年より来年、来年よりさらに再来年と成長しないと、何十年たっても同じ目的の補助金が果たして公助に当たるのかどうか。

本来、補助事業であるというのは、ある程度スタート時点で年限を区切って、もう自助努力を促すということで、3年とか、何年がいいのか分かりませんが、その団体の目的によっても随分違うと思いますが、少なくとも少額の補助金についてはある程度年限を区切ってもいいんじゃないかなと。その効果が、本当に何十年たっても同じというのは、果たして公助で支える世界かなというのを少し疑問に思います。その点について、課長のお考えを。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 補助金につきましては、先ほど地域経営課長がお答えした内容につきましては、地域経営課が所管する補助金のみならず全ての課に共通する事項であると認識しております。

監査委員からも指摘をいただいております、大崎上島町補助金等交付規則の規定を基本に、今年度につきましては補助金申請の審査においては、事業費の項目ごとの積算根拠を明確にさせること、また実績報告時の審査については実績報告書記載金額について、報告

書の鏡だけではなくて通帳、領収書等を確認するところを指示しているところがございます。次年度以降については、補助団体への事業成果のヒアリングや定期的な監査の実施をすることにより、改善すべき事項等については指導を行うとともに、道林議員のおっしゃられたように、補助支援の所期の目的が達成されたもの、効果がないものについては、適宜見直してまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 副町長からの答弁、非常に前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

継続していくということになると、この補助金がむしろ加速するエンジン効果、エンジンになるように、ぜひチェックをしていただいて、より効果測定をきちっとしていただいて、今後のそれぞれの組織、団体の活動の推進エネルギーになるような視点で、ぜひともお考えをいただきたいと思います。

なかなか補助金をカットするというのは、町長のお立場でも住民のサービス低下というふうに取りられがちになりますので、非常に勇気の要ることはあるんですが、長年同じ補助金を受けていると、その活動団体の活力がむしろ自助努力の部分で低減する可能性もありますので、その点は十分お考えいただいて、今後のいろいろ事務作業、行政の推進に生かしていただければと思います。この点、質問について、大口の補助金の交付については、事業項目ごとにかなりのチェック項目が多いと思いますが、それ一つ一つ本当に目的に合っているかどうかというものを再度点検をしていただきたいというふうをお願いをしておきます。

過去の本会議の一般質問で、町議会議員が補助団体の役員、具体的に社協の理事を受けてるということについて、任命権者でない町長に対して一般質問という形で某議員が発言をされましたが、あることわざを引用して、李下で冠を正さずということでありましたが、当のご本人がいまだに大口の補助金交付団体である区長会連合会、商工会、観光協会、こういった団体の役員なり区長を現在でも就任し続けていると。まさに、李下で冠を正しつ放しと、こういった滑稽でもあり非常に破廉恥な状況を維持しております。こういった質問通告を受けるということもいかがかと思うんですが、こういった資質の者、あるいはその者が構成する組織、これは私も含めてであります、この集合体がとてもじゃないが行政のチェック機能を本当に果たせるんかなといった疑問も湧いてくるわけでございます。

とすれば、町の職員さん、この能力アップに期待をしてということになるんです。特に、先ほど申しました前年踏襲型、現状維持ができるだけで将来は衰退する可能性がありますので、今後は管理職の皆さん、職員の意識改革を率先して促されんことを期待をしまして、この質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） それでは3問目ではありますが、シーパーク大串、こちらの使用料についてお尋ねをいたします。

シーパーク大串は、連日多くの町民に親しまれて利用されております。中でも、熱心にグラウンドゴルフをプレーする町民の多くは、わいわいスポーツクラブに所属をされ、年会費3,000円をクラブに払い込み、その都度の使用料は町のほうに納付せずプレーをされているやに伺っております。クラブから町には、社会体育施設使用料として年度末に1人1年間1,000円というものが支払われているというふうに事務局で伺いました。

施設の維持管理には、毎年多額の費用がかかっていることから、このスポーツクラブのクラブ員に限っての割引制度を考えると、一般の使用料、これは1人1回100円というふうに条例で決められておりますが、この差額が年間1,000円ということであれば10回のプレー代というものが町に納められているということで、クラブ員の方は年間10回程度の利用回数かなという、その点をどのように把握されているのか、事務局を受け持っている教育委員会のほうの現状を教えてくださいというふうに思います。

わいわいスポーツクラブで、それぞれいろんなスポーツの種類があると思いますが、各施設の利用状況をクラブでどのように把握されてカウントされているのか。その中でも、シーパークについては、恐らく適正に利用者の1日の利用実績というものを把握されて管理をされていると思いますが、そういったことと年間10回1,000円、こういうものが払われているという実態ですから、そのあたりをどういった段階、セクションで決定されたのか。過去の利用実績等がもし、私通告書で質問内容は具体的に書いてなかったので、課長には大変申し訳ないと思うわけですが、尻切れトンぼになって、果たして道林は何を聞こうとしているのか分からなかったかも分からないんですが、これまでの実績について分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 道林議員のシーパーク大串使用料について、この質問についてお答えします。

シーパーク大串の使用料は、大崎上島町グラウンドゴルフ場条例で1人1日につき110円と定めております。それに対して、わいわいスポーツクラブの会員は、クラブの年会費3,000円、これを支払えば、その都度の使用料の負担はなく基本的にいつでも施設が使用できるようになっています。

この本町のわいわいスポーツクラブ、これについてですけれども、我が国におけます生涯スポーツの社会実現を目指して策定されました国のスポーツ振興基本計画、これに基づきまして、幅広い世代の人々が各自の興味関心、競技レベルに合わせて様々なスポーツに触れる機会を提供する地域密着型スポーツクラブとして、平成21年に発足しております。大崎上島町では、4つの種目がございます。グラウンドゴルフ、卓球、ミニテニス、テニス、この4つでございます。そのため、クラブの育成を目的に、クラブが使用します町営施設の使用料は、条例上クラブ会員は全額免除とする等の支援を行いながら今日に至っております。特に、グラウンドゴルフにつきましては、いつ行っても大串のシーパーク大串ではいろんな方々がプレーをされているというふうを考えております。

町営施設の使用料に関わりましては、わいわいスポーツにかかわらず町民の社会教育活動や福祉の向上を目的とした使用、具体的には公民館教室、こういった方々の施設の使用料も同様に全額免除としているところであります。この考え方は、広く町民の活動を支援するために、今後も継続をしてまいりたいと考えております。そのため、わいわいスポーツクラブの会員の施設使用料につきましても、全額の免除、この考え方は維持をしていきたいと思っております。

なお、わいわいスポーツクラブにつきましては、現在クラブが使用する施設の維持管理費用の一部負担ということで、毎年度お一人1,000円を負担金として同クラブから町に納入をいただいているところです。

教育委員会としましては、来年度のクラブの運営委員会におきまして、この負担金の額の増額、年々維持管理費用等も使用料から勘案するとかさんできているということもございますので、増額の関係についてテーブルに乗せて検討をいただこうと考えております。

通告書にありました、健康増進の関係であれば保健福祉施策で推進してはというふうなご意見があったかと思うんですけれども、クラブの結成の目的、これが子供から高齢者まで気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりを目指して、活気あるまちづくりに寄与するということとなっております。これまでどおり、これを実現していくために、社会体育の施策として対応していくことが望ましいというふうと考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） ありがとうございました。

私の調査不足もあって、全額免除ということであれば大いに、やはりこのクラブに多くの町民がどんどん参加をして利用されることを期待しております。

負担金の1,000円、町に納付するのは維持管理費として1,000円、これは運営委員会で決定されるということなのですが、過去のこのわいわいスポーツクラブが町に納めているのはずっと同額できておりますか。その点について。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 21年に発足して以降、22年度の段階でグラウンドゴルフ場の減免規定、条例等が施行されたわけなんですけれども、21年に発足して以降25年度までは、俗に言う減免、現在はもう減免は踏襲はしておりますけれども、負担金は取っておりませんでした。

21年に発足して以降26年、5年たった状態で所期の目的はおおむね達成をされている、維持管理についてかなりの経費を要するというので、わいわいスポーツクラブと協議をして、会費の3,000円のうち、そのうち1,000円を負担金として納めていただくということが内部で決定されましたので、それに基づいて今年度まで1,000円という形で納入をしていただいているというふうに聞いております。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） 今、1人当たり年間1,000円を町のほうに維持費として負担しているということなのですが、その1,000円の算出根拠というものは具体的に何かお持ちですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） これは、何かを積算してという形のものはありません。会費3,000円のうち3分の1程度を負担していただくというふうなことで、26年度に取決めをされたようです。

○議長（信谷俊樹君） 道林議員。

○10番（道林清隆君） この1,000円が妥当かどうかというのを、町全体で見てこの金額がなるほどなという、町民に対してもそういう説明がつく形をぜひ取っていただきたいというふうに思います。

生涯スポーツということで、こういった施設、非常に大串のシーパーク、私も時々近くの県道ですか、走るときに、大勢の方が利用されているのを見て非常にうれしく思ってるんですが、私自身の経験で、一度だけ使わせてもらったときに、スポーツクラブに所属してませんから、窓口で実際に用具も借りていったんですが、同伴者がいたもんですから、借りた用具が余分にあったんで、そこでまた追加して、あっこでプレーさせてもらいました。

そうすると、現地と申込みの窓口が教育委員会と離れておりまして、今度は納付場所は町の大崎支所で納めたんですが、3か所110円ですか、それで用具の使用の110円納付書を切ってもらって納めて、現地で用具がセットの中にあったもので、同伴者もプレーをするということで、急遽許可をもらわずにプレーして、帰ってまた精算をすると、また納付書を切ってもらって支所へ行って納付すると。非常に時間もかかりますし、すごいんだなという経験をしたんですが、その点について、わいわいスポーツクラブで一括して年間管理をされているということで、非常に合理的だなというふうに、今日お尋ねして分かりましたが、やはりこの事業を今後も継続していく上で、先ほど言った使用料、それから維持管理費の負担額が合理性に基づいて算出されたものであるということで、運営協議会のほうの構成メンバーに町の執行部がどこまで入って意見を、お互いに利害相反する立場ですから、その点をどのように協議されているのか。運営協議会、私ちょっとメンバー構成を見てないんで、今質問にはならないかも分からないんですが、今後も使用料を徴収する町とクラブとの利害が相反する立場で共通認識持って合意点が求められて、それがきちっと説明がつくということは大事かと思いますので、今後ともぜひ注力をしていただきたいというふうに思います。回答は結構でございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（信谷俊樹君） これで道林清隆議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第1号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第1号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、現在固定資産評価審査委員会の委員をしていただいております長尾 孝氏の任期が本年6月4日をもって満了となりますが、長尾氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるもので、任期は同条第6項の規定により3年でございます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） すいません。この人事案について異議があるわけではないんですけども、固定資産評価審査委員会、これの活動の実態といいますか、どのようになっているかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） それでは、閑田議員の質問にお答えいたします。

大崎上島町固定資産評価審査委員会についてですが、大崎上島町の固定資産税の土地、家屋の評価について、それが適正な評価であるかどうかを年1回委員会のほうで審査しております。

審査においては、固定資産の評価審査委員会運営研修等に参加した委員さん等にご意見をお伺いして、当該年度の基準評価替えに向けて、大崎上島町の状況について報告、意見等をお伺いして、評価が適正であるかどうかを判断していただいております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） コロナの状況関係なく、今年度も実施されたんですか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 本年度におきましては、12月2日に委員会を開催いたしまして、令和3年度の基準評価についてご意見をお伺いしたところです。

以上です。

○3番（閑田大祐君） 結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより議案第1号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第2号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第2号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、議案第1号と同様、固定資産評価審査委員会委員の任期が本年6月4日をもって満了となる高橋正裕氏を引き続き委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第2号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第3号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第3号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、本年6月4日をもって任期満了となる谷岡英幸氏の後任に越田昌宏氏を、固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。越田氏は、行政職員として長年の経験に基づいた知識を有しており、公正で適正な固定資産の評価審査ができる方であると考えております。慎重審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第3号大崎上島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める

ことについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり同意することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案説明を申し上げます。

本案は、本年6月30日に任期満了となる岸 和子氏の後任として石本五十鈴氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。石本氏は、行政職員として長く人権問題に関わり、人格識見が高く、平素より社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解があり、中立かつ公正な立場を堅持し、社会奉仕の精神をもって地域社会に密着した人権擁護活動ができる方であることから、候補者として推薦するものです。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 先ほどの固定資産の評価委員のところもそうだったんですけども、もちろん石本さんが不適合であるとかそんなことを言うつもりは毛頭ありませんけども、あまりにも役場のOBに偏り過ぎてませんか。人格者であるとか知識が豊富であるとか、それは確かにそうなのでしょうけども、安易に役場のOBにちょっと声かけとこうやみたいなふうにはしか見えんんですけど、その辺どうなのでしょう。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 閑田議員の質問にお答えいたします。

現在、人権擁護委員は4名で、行政職員であった方が石本氏を入れると2名、それから教職員であった方が2名というふうな人権擁護委員は構成になっております。事務局といたしましても、行政職員OBに頼ることが多いのではございますが、そこに人選が固まると固まった意見になったり一方的な見方になったりすることがないように、その他の方にもいろいろ声をかけさせていただいたんですが、今回は木江地区の岸さんの後任ということで、石本さんが受けていただけるのではないかとということで推薦のほうをさせていただきました。できるだけ人選が役場OBに固まったりすることのないように、今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ありがとうございます。

今、住民課長から答弁いただきましたけど、町長でも副町長でもええんですけど、これ住民課の案件に限らず、町の委員会とか評議会とかといったもの全般そういう雰囲気非常に多く見えると思うんですけども、そこら辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 閑田議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど住民課長もお答えさせていただきましたが、できるだけ偏った人選はしないというのは十分に認識しておりますが、なかなかお願いに参りましても受けていただけないというのが実情で、最終的に行政職員のOBに頼るといってございまして、今後も可能な限り幅広い分野で人選を進めてまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

尾尻議員。

○1番（尾尻康二君） 人選の問題は別に問題ないんですけど、今行政の職員さんが偏ってんじゃないかという意見もありましたし、こういう委員会のメンバーなんかでも、やはり今後女性の登用をもうちょっと積極的に割合を多くするような方法を考えたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 副町長。

○副町長（望月邦彦君） 尾尻議員の質問にお答えします。

おっしゃるように、女性の委員を数多くということは、国のほうからも各種委員会の委員等については女性の委員の割合を増やすようにという通知をいただいております、人選の際

にはバランスよく人選するように努めておりまして、少しずつではありますが、女性委員の数は増えてきていると実感しております。

ただ、人数そのものも少ないような委員会もございますので、場合によっては偏った構成になる場合もありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○1番（尾尻康二君） 結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第4号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案者を適任とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案者を適任とすることに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第5号大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第5号大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、町の組織体制について、効率的な行政運営と組織の目標到達度を高め、重要施策の一層の推進を図るための組織体制とすべく、組織の再編、強化を行うものです。

具体的には、総務企画課を総務課と企画課に再編し、総務企画課の分掌事務である企画

系業務、情報政策業務及び教育の島推進業務を企画課に継承することとし、重要施策の企画立案等について、一層の推進を図ることとしております。

また、住民課を住民課と税務課に再編し、住民課の分掌事務である町税の賦課及び徴収義務を税務課に継承することとし、課税客体の適切な捕捉及び町税等の収納率の向上及び滞納繰越額の縮減等の取組を強化することといたしております。

附則の条例の一部改正については、条例の中に課名の記載があるものについて課名の変更を行っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

前田議員。

○8番（前田 太君） 以前、総務課と企画課が統合され、税務課も統合されておりましたけれども、そのときも効率的な施策の実行というようなことだったと思うのですが、また改めて分けるというところの説明を、また詳しくお願いいたします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 前田議員の質問にお答えします。

平成28年度に総務課と企画課を一緒に組織再編したのですが、そのときについては簡素で効率的な行政運営ということを目的としまして、総務企画課といたしたものです。それで、約4年ほどその体制で行政執行してまいりましたけれども、より重要な施策、また懸案事項に対応すべく、今回このような改正を提案したものでございます。

以上です。

○8番（前田 太君） 了解しました。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 元の配置に戻すということなんですけれども、2人課長さんが増えるということになるんですね。それで、今職員数がだんだん減ってきて大分減っている状況なんですけれども、部下の配置なんかは大丈夫なんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 渡辺議員の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、課が当然2つ増えるということは、課長も2人増えます。係につい

ても、その分職員については必要となつてまいりますけども、現職員において推進、また適時異動等によりまして配置を行つてまいりたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） その辺はよく分かるんですけども、町長、これから必要に応じて職員数を増やすというような考え方はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 増やすというような決定はしておりませんが、そのときの状況に応じて弾力的に対応してまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） 正式な職員じゃあなくても臨時、今何やら職員になったか、変わったんですね、そういう採用の仕方もあるので、その辺を考慮して仕事に支障が来さないよう配慮していただければと思います。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第5号大崎上島町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第6号大崎上島町債権管理条例についてを議題と

いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第6号大崎上島町債権管理条例について提案説明を申し上げます。

本案は、町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、町の債権の管理の適正化を図ることを目的に条例を制定するものです。

主な内容は、町が管理する非強制徴収公債権及び私債権について、強制執行権等による措置、連帯保証人への請求を含めた回収基準の整備及び回収困難な債権への対応等事務処理に必要な事項を定め、収納率の向上と滞納額の縮減を図ることとしております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） それでは、議案第6号大崎上島町債権管理条例案について説明いたします。

現在、大崎上島町が保有する債券については、地方税法及び地方自治法により管理する債権、強制徴収公債権と、地方自治法施行令により管理する債権、非強制徴収公債権及び私債権に分かれており、各担当課において管理しております。その各種債権の収納率の向上及び滞納繰越額縮減に向け、大崎上島町債権確保対策委員会を設置し、目的を達成するための対策と推進について協議及び検討を行っております。

高額滞納者の現状につきましては、主に非強制徴収公債権及び私債権において、回収基準の未整備であったり担当課による対応のばらつき、相続放棄及び居所不明により回収困難案件、生活保護受給者等で返済資金がない滞納者への対応等、課題を確認しております。このため、債権管理条例を制定し、法令に基づいて第5条関係、情報収集による台帳の整備、第6条及び第7条による督促、回収基準を経過した債権の強制執行等の対応、貸付金などにつきましては、第11条履行延期の特約等、返済環境の整備など統一的に必要な事項を定め、収納率の向上と滞納額縮減に向け、町の債権管理の適正化を図ることとしたものです。

また、第10条及び第13条の規定に基づき、回収不能な明確な理由、生活困窮、居所不明、相続放棄等による相続人不明がある場合の債権の徴収停止及び放棄については十分

な調査を行い、やむを得ない事情によって支払いが困難な場合に、一定の手続の下、適正な対応をした上で、債権の放棄等をした場合は議会に報告を行わなければならない旨を第14条で規定しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第6号大崎上島町債権管理条例案についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第7号大崎上島町精神障害者医療費支給条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第7号大崎上島町精神障害者医療費支給条例について提案説明を申し上げます。

本案は、精神障害者に対し医療費の一部を支給することにより、地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、健康の向上や福祉の増進を図ることを目的に条例を制定するもので、令和3年4月1日から施行すること

としております。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 保健衛生課長。

○保健衛生課長（竹下良二君） 大崎上島町精神障害者医療費支給条例について詳細を説明いたします。

本条例は、広島県が令和3年度に国の自立支援医療による公費負担とは別に、精神障害者地域包括ケア促進事業制度を創設することに伴い、本町においても県の制度を導入し、重度の精神障害者の方を対象に通院医療費の自己負担額の一部を助成するために制定するものです。

対象者は、精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、かつ自立支援医療受給者証所持者に限ります。負担金の助成については通院のみで、保険医療機関ごと1日につき200円、1か月に4回までの支払い額を限度とし、それ以後は一部負担金を支払うことを要しません。薬局などの院外処方については、公費の負担はありません。なお、精神障害者医療費の支給の実施に係る経費の2分の1は広島県から負担されることとなります。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第7号大崎上島町精神障害者医療費支給条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり決定されました。

暫時休憩をいたします。

13時から再開いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町精神障害者医療費支給条例の制定に伴い、個人番号の利用範囲について、条例第4条で規定する別表第1及び別表第2に精神障害者医療費支給事務を加えるものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第9号大崎上島町グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第9号大崎上島町グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町グラウンドゴルフ場シーパーク大串の休場日と使用時間について、使用者の利便性の向上を図ることを目的に、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、休場日については現行の12月29日から翌年1月3日までの休場を、年末年始の使用も可能とし、使用時間については6月1日から9月30日までの夏季の使用時間を、現行の9時から17時を8時30分から18時に変更し、開所時間を30分繰上げ、閉所時間を1時間繰り下げることとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第9号大崎上島町グラウンド・ゴルフ場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第33号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第33号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第13号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ7,943万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億1,430万8,000円と定めるものです。

今回の補正予算は、新型コロナウイルスワクチン予防接種に要する経費のほか、新型コロナウイルス感染防止対策に係る各種事業の実施に要する経費を追加するとともに、参議院議員再選挙の準備に要する経費について、所要の補正を行うものです。

歳入予算では、国の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を追加計上し、町債では所要の調整を行い、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

第2表繰越明許費の補正では、新たに参議院議員選挙費等5事業の追加及び文教施設維持管理費について額を変更し、その事業費を翌年度に繰り越すこととしております。

第3表地方債の補正では、減収補填債等2事業について起債限度額の補正を行っております。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださ

いますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、一般会計補正予算（第13号）の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正では、参議院議員選挙費及び新型コロナウイルス感染防止対策に係る各種4事業を新たに追加するとともに、文教施設維持管理費については額を変更し、年度内完了が見込めない6事業について、総額6,786万7,000円を追加し、次年度に繰り越すこととしております。

6ページをお願いします。

第3表地方債の補正では、国の新型コロナウイルス対策として、地方交付税で精算されない税目が追加されたことに伴い、減収補填債1,520万2,000円を新たに計上し、国交付金の充当に伴い、学校教育施設整備事業250万円の減額を行いましたので、起債の限度額について、2事業の総額で1,270万2,000円の増額を行っております。

10ページをお願いします。

歳入予算ですが、国庫支出金では、国庫補助金の総務費国庫補助金として、実績見込みに伴い、地方創生臨時交付金2億4,189万6,000円の追加を、衛生費国庫補助金では、新型コロナウイルスワクチン予防接種に要する経費の財源として新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金3,011万8,000円の追加計上を、繰入金基金繰入金では、歳入歳出予算の差引きに伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金2億528万3,000円の減額を、町債では総務債として減収補填債1,520万2,000円を新たに計上し、教育債では学校教育施設整備事業250万円の減額を計上しております。

11ページをお願いします。

歳出予算ですが、会計全体にわたり、国の地方創生臨時交付金による充当財源の更正を行っております。まず、総務費の選挙費では、参議院議員再選挙の準備経費として、参議院議員選挙費336万2,000円の新たな計上を。

次に民生費ですが、12ページをお願いします。

社会福祉費の社会福祉総務費では、社会福祉施設の新型コロナウイルス感染対策のための支援補助金として、社会福祉総務諸費81万7,000円の追加を、児童福祉費の児童

福祉総務費では、認定こども園の新型コロナウイルス感染対策のための支援補助金として、児童福祉諸費123万4,000円の追加を計上しております。

次に、衛生費では、保健衛生費の保健衛生総務費として、医療施設従事者臨時特別交付金の支給に要する経費として、感染症対策費500万円の追加を、予防費では、新型コロナウイルスワクチン予防接種に要する経費として、予防接種事業費3,948万7,000円の追加を。

12ページをお願いします。

引き続き衛生費ですが、保健事業費では妊婦及び乳幼児世帯への新型コロナウイルス感染予防用品の配布に要する経費として、母子保健事業費122万8,000円の追加を、温泉管理費では、施設内の新型コロナウイルス感染予防備品購入費として、ふれあいの館管理費6万6,000円の追加を計上しております。次に、商工費ですが、商工費の商工振興費では、広島県と連携した頑張る飲食事業者応援事業の負担金として、中小企業振興対策費340万円の追加を。

14ページをお願いします。

教育費では、教育総務費の事務局費として、幼稚園、小・中学校の手洗い水洗のセンサー化及び教室への空気清浄器整備に要する経費として、文教施設維持管理費1,967万1,000円の追加を、小・中学校への電子黒板整備に要する経費として、町立学校情報機器等整備事業325万6,000円の追加を、社会教育費の大崎上島文化センター費では、新型コロナウイルス感染防止対策のための図書滅菌器、空気清浄器整備に要する費用として、情報プラザ運営費191万2,000円の追加を計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。なお、質問回数は3回までとなっております。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） それでは、歳出の14ページ、10の1の2、町立学校情報機器等整備事業、この件について詳しい説明を求めるんですけども、電子黒板の設置というこ

となんですが、年度は忘れましたが数年前に小学校へ電子黒板の先進的なICTの活用ということでから設置され、それがどんな活用をされていたかは、その後の経過というのは把握はしてないんですけども、その当時いろんなところから視察等が来て、これからの活用策を模索中なんじゃというふうな説明を聞いたんです。それが今回小・中学校への設置ということで、何台ぐらいを設置するのか。

それと、またこれはこれから始まるGIGAスクール、これに関連しての事業なのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） 越田議員の質問にお答えします。

まず、台数なんですけれども、3つの小学校、中学校が1つございますけれども、各学校2台、合計8台を予定をしております。単価が1台当たり40万7,000円。都合8台ということで325万6,000円でございます。

この間、学校のほうで部分的に電子黒板は整備をして、今最大限活用をされているというところには至ってはいないようです。議員言われたように、来年度以降GIGAスクールが始まっていくということで、児童・生徒がタブレットを持って、そのタブレットの内容を電子黒板で投影して、教師の方が指導をしていくというふうな形が本格化されるということで、このたびの事業で都合8台を整備をして、ICTの活用並びにGIGAスクールの実現というふうな形で計上をしたところです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ということは、今現在小学校に設置されている電子黒板の活用策というのは、まだいまいち充実した成果を上げるというわけではないということですよ。ね。

それと、各学校2台、これをどのような配置で配置するのか。また、各クラスといったら、ちょっと台数が計算上足りんのですけども、1人1端末のタブレットを持った、今度授業というものが始まっていく中で、タブレットの使い方も含め、また授業内容の円滑な運営というか進め方の一環として、この補正予算を見たときに、小学校の低学年とかは、言うなれば電子黒板で先生がこうやり方とかを教えながら、ええ活用策が見つかるんじゃないのかなというようなイメージは湧いたんですけども、またどのような使い方をされるのか詳しく教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） まず、各学校2台ずつでどういうふうな活用をするかということですが、一応この電子黒板が移動可能という形になっているので、例えばこの間のようにパソコン教室へ行って一堂に会してというふうな形ではなくて、ある程度ネットワークが軽いような形で捉えていくと思います。

具体的な、今その電子黒板の活用については、今一から十まで完全なストーリーがあるとはまだ言い切れていません。これから年度が始まるまでに、その活用策というんですか、そういったものを計画の中で策定をして、それを学校のほうへ浸透させるような取組んでいるのがこれから必要になっていくのかなという思いでおります。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ということは、これから活用策を見いだしながら、いろいろ検討して進めていくということですが、これまであった電子黒板、この事例も含めて、やはりICT、その分野に関しては物すごくええものを取り入れるけども、実際現場サイドがなかなか活用できないというのは、これはもう本当にしょうがないと思うんです。その中で、いかに与えられた機器というか、そういうふうなものを上手に使うと進めていくことにより、やはりこの教育の島、これがいわゆる進んだ教育体制があるねと思われるような、教育体制をつくってほしいとは思っています。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） はい。10の1の2ですか、情報通信機器整備事業の分です。

今までの電子黒板が上手に活用できなかったのに、新たに導入してから上手に活用できるという確証はあるんですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） この間、電子黒板、そしてタブレットの導入等をしてきたわけなんですけれども、正直申し上げて学校のほうでその十分活用ができていない実態があるというふうに先ほど申し上げました。

令和3年度からGIGAスクール構想で、当初予算でも計上させていただいておりますけれども、教育情報化コーディネーター業務というふうなところで、なかなかこの間学校の

ほうで自立した運営ができてなかった部分、ここをGIGAスクール構想スタートの年度ということで業務委託をする中で、学校の中でこの間のタブレットなり、今回購入しようとしている電子黒板についても駆使できるような形で計画に盛り込んで、それを実際教職員現場で腹に落としていただいて実践していけるよう、これから取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 私もまだ学校に通う子供がいますので、例えば授業参観ですとかそういったときに、実際にその活用ができとるんじゃないかっていうようなところも、ちょっと気にしながら見てたりはするんですけど、実際に上手に活用できるとは言えない状況ですよ。

先生たち、教員の方は、よそから赴任してこられた先生、必ずというてええぐらい言うんです。大崎上島町はすごいですねえ、教育に関して物すごいお金をかけてもらってます。ただ、じゃあそれを有効活用できるだけのスキルを持ってるのっていうところで、ちょっとその資質の向上のところに力を入れたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺どのようにお考えですか。

○議長（信谷俊樹君） 教育課長。

○教育課長（有田芳徳君） このあたりを、先ほど申しあげました教育情報化コーディネーター、こちらのところで職員の方々が抱えてるそれぞれの課題を踏まえてどういうふうに取り組むべきかというふうなことのレクチャーもしつつ、現場指導もしつつ、情報も仕入れつつ、情報交換をしながらやっていくということで、この間できていなかった部分については進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 実際、学校現場、先生方もなかなか時間に追われて大変なものもよく分かっております。そういった中で、新たにどんどん取り組まなければならないことが増えて、どんどん現場の対応というのは今複雑に難しくなっているということも分かっているんですけども、ただその反面、じゃあその日常の業務に忙殺されたような格好で、やらなければならないことがおざなりになっていたりとか、せっかく整備したものが活用されてなかったりとか、そういったことがあります。

今朝、ほかの議員さんの一般質問の中にもありましたけども、効果の上がない取組については、もう見切りをつけるなどして、新たな取組を始めるときには多少なりともその辺のことを踏まえてもっと上手に、せっかく整備する備品ですから活用していただけるように。

それとあと、今回のGIGAスクール構想もそうなんですけど、要はIT化とかなんとかというの、全部上からの押しつけでしかないわけです。そこで、現場サイドとの意識との乖離とかということが出てくるんだろうと思うんです。そこら辺をいかに上手に現場の先生たちに、教員の方にきちんと取り組んでいただけるようにするかというところについては、教育委員会、それから学校の管理職、そういったところも含めて意思疎通を図りながら意識的にやっていかないと、なかなか前に向いて進まないと思いますので、そこら辺のところは気をつけてやっていただきたいと思います。答弁、結構です。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第33号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第13号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、議案第34号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第34号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行され、国民健康保険は平成30年度から都道府県が保険者に加わり、財政運営の責任主体となり、同一の所得水準、世帯構成であれば県内どこに住んでも同一の保険税となるよう6年間の激変緩和措置期間を設けて将来的に統一の保険税率を目指すこととしているため、令和3年度においても税率の改正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） それでは、議案第34号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

平成30年度からの国民健康保険において、県は安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の決定、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っています。

平成30年度から県単位化においては、県に設置する国保特別会計と市町に設置する国保特別会計の2階建て構造となり、県内市町が支え合う仕組みとなり、県は国から示された算定方法により県全体の保険給付費の推計額から公費を除いた保険税の収納必要額にその他の費用を加算及び減算して調整した後、各市町の所得水準並びに被保険者数及び世帯数により案分した市町ごとに集めるべき保険税額と標準的な保険税率を決定しております。

将来的に統一保険料を目指していますが、急な負担増とならないよう国から交付される公費等を活用し、6年間かけて徐々に緩やかな伸び率となるよう平成30年度から令和5年度まで激変緩和期間が設けられており、令和3年度においては4年目で、資産割の最終年度となります。

このたび県から決定されました集めるべき保険税額を基に、標準的な税率を参考に国の資産システムで算定した結果、税率の変更が必要となり、改正を行うものです。

改正内容としましては、医療保険分の所得割を0.2%下げ6.7%に、資産割を8.3%下げ8.3%に、均等割を200円下げ2万5,300円に、平等割を300円下げ

1万7,100円に、後期高齢者支援分の所得割は据置き2.4%に、資産割を2.8%下げ3%に、均等割を200円上げ9,000円に、平等割を100円上げ6,100円に、介護給付分の所得割は据置き2.0%に、資産割を3.4%下げ4.3%に、均等割を500円上げ1万200円に、平等割を200円上げ5,100円とするものです。

これは、激変緩和措置を反映した保険税の収納必要額を被保険者数及び世帯数で割ったもので、被保険者個々の保険税が同様に増加するものではありません。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第34号大崎上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第13、議案第35号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第35号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例につ

いて提案説明を申し上げます。

本案は、介護保険法第117条に基づき、平成30年3月に策定した大崎上島町高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画の現状と課題を分析調査を行い、新たな計画期間におけるサービスの見込み量、目標を明らかにして、今後の高齢者の保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料に関する改正及び介護認定審査会の委員の任期についての改正並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について改正するものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例について詳細説明をいたします。

本案は、大崎上島町高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料等に関して所要の改正を行うものであり、主な改正内容は、保険料率の期間について第4条第1項において、平成30年度から令和2年度までを令和3年度から令和5年度までに改め、同条第3項及び第4項において、令和2年度を令和3年度から令和5年度までの各年度に改正するものです。なお、保険料の金額についての改正はありません。

あわせて、第2条の次に介護認定審査会の委員の任期として、介護保険法施行令第6条第1項の条例で定める期間は3年とするを加えるものです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を、「新型コロナウイルス感染症、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう」に改正するものです。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっと教えてください。

先ほどの条例の定義の中で、1個前の国保税条例のどこにもあったんですけども、いわゆる新型コロナウイルス感染症の定義なんですけど、病原体がベータコロナウイルスで、いわゆる中国からの由来のものだというふうなことが書かれとんですけど、変異型とかそういう場合はどうなるんですか。ちょっとその辺を教えてください。

○福祉課長（池田真二君） 越田議員の質問にお答えします。

変異型のウイルスについては、分かっておりませんが、現在特措法の一部改正について定義が先ほど説明したようなことになっております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 越田議員。

○2番（越田賢一君） ちょっと詳しいことはよく分からない、自分も専門家じゃないので分からないのですが、いわゆる中国由来じゃないとかというふうなことがもしなった場合、この定義に当てはまらないのかなあというふうな心配があるんですけども、その点は。

これもう国から、上から来たもんですんでどうにもならんということは分かっとんですけども、どういうふう考えてるか教えてください。

○議長（信谷俊樹君） 福祉課長。

○福祉課長（池田真二君） 国の改正によって定義されたものであり、国の基準に従って執行していきたいと考えております。

○2番（越田賢一君） はい。いいです。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

前田議員。

○8番（前田 太君） 先ほどは国民健康保険税、今度は介護保険料と呼ばれておりますが、どちらも徴収は国税徴収法の例によるんでしょうか。

○議長（信谷俊樹君） 住民課長。

○住民課長（柿本賢士君） 前田議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険税、介護保険料につきましては、国の基準にのっとって町の定めるところによって徴収するものとなると思います。

○議長（信谷俊樹君） よろしいです、もう。

○8番（前田 太君） はい。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

議案第35号大崎上島町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第14、議案第36号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第36号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、条例附則第5項中の新型コロナウイルス感染症の定義について改正を行うものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第36号大崎上島町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第15、議案第10号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第10号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

対象となる公の施設は、大崎上島町コミュニティーバスであり、運行管理業務に必要な資格を有し、当該コミュニティーバスの運行管理業務を適切に行えると認められる、さんようバス株式会社を指定することとしております。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第10号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第16、議案第11号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第11号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものです。

対象となる公の施設は、大崎上島町火葬場大峰苑であり、当該施設の安全かつ円滑な管理運営が適切に行えると認められる有限会社スカイトラベルを指定管理者とすることとしております。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第11号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第17、議案第12号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第12号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものです。

対象となる公の施設は、大崎上島町大串キャンプ場及び大崎上島町シーカヤック艇庫であります。当該施設の効果的かつ効率的な管理運営が適切に行えると認められる有限会社栄山建設を指定管理者とすることとしております。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第12号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第18、議案第13号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第13号公の施設の指定管理者の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものです。

対象となる公の施設は、海と島の歴史資料館（旧大望月邸）であります。当該施設の安全かつ円滑な管理運営業務を適切に行えると認められる一般社団法人AUSTを指定することとしております。

なお、指定の期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第13号公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

26日も9時から開会いたします。よろしくお願いいたします。

午後1時43分 散会